

25 January 2013

KPMG Japan tax newsletter

日米租税条約の改正議定書-署名



2013年1月25日(米国時間1月24日)、日本国政府とアメリカ合衆国政府は、現行の日米租税条約を改正する議定書に署名しました。

主な改正点は以下のとおりです。

1. 配当(第10条)

源泉地国で免税とされる親子間配当の要件が緩和されます。

	現行条約	改正条約
持 分 割 合	50%超	50%以上
保 有 期 間	12ヵ月以上	6ヵ月以上

2. 利子(第11条)

利子の源泉地国課税は、原則として免除されることになります。

現行条約	改正条約
原則: 10%	免税
金融機関等の受取利子: 免税	

ただし、「債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子」については、10%を限度として、源泉地国に課税権が与えられています。

3. 譲渡所得(第13条)

不動産化体株式の譲渡所得に係る規定が改正され、米国居住者が日本の不動産に係る不動産化体株式の譲渡によって取得する所得について、その株式の発行人が日本の居住者でない場合においても、日本に課税権が与えられることとなります。現行条約では、不動産化体株式の日本における課税は、その株式の発行人が日本の居住者である場合に限られていました。

4. その他

- ・ 相互協議条項(第 25 条)- 仲裁手続の規定が追加されます。
- ・ 徴収共助条項(第 27 条)- 現行条約では条約濫用の場合の滞納租税債権に対象範囲が限定されていますが、改正条約においては、滞納租税債権一般に対象範囲が拡大されます。

5. 効力発生

改正議定書は、両国においてそれぞれの国内手続を経た後、両国間で批准書を交換した日に効力を生じ、原則として、以下のものに適用されることとなります。

源泉徴収される租税	議定書が効力を生ずる日の3ヵ月後の日の属する月の初日以後に支払われ、又は貸記される額
その他の租税	議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL:03-6229-8000
FAX:03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL:06-4708-5150
FAX:06-4706-3881

〒451-6030
愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー30F
TEL:052-569-5420
FAX:052-551-0580

<http://tax.kpmg.or.jp/>
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.